

後期日程入学試験問題（民事訴訟法）解説

問(1) (配点:10点)

裁判所が当事者の主目的な主張と予備的な主張のいずれを認めても、これは判決理由中の判断となり、既判力が生じない(民訴 114 条 1 項)ため、そのどちらを先に判断しても既判力の点において変わらない。したがって、裁判所は当事者が示した審理順序に拘束されないのが原則である。しかし、本問で問われている相殺の抗弁については、例外的に判決理由中の判断に既判力が生じる(民訴 114 条 2 項)ことから、裁判所は、審理順序に拘束され、他の防御方法が認められないと判断した場合にのみ、相殺の抗弁について判断することができる。

問(2) (配点:25点)

本問における前訴判決において、本件貸金債権が不存在であることに既判力が生じる範囲は、「相殺をもって対抗した額」(民訴 114 条 2 項)であるので、請求債権と同額の 200 万円の不存在(相殺によって消滅した 50 万円 + 初めから不存在とされた 150 万円)のみに既判力が生じるというのが一般的な理解である。よって、本件貸金債権を訴訟物とする後訴に既判力が作用し、300 万円のうち、200 万円については、既判力により請求が棄却されることとなる。

残りの 100 万円については、前訴判決の既判力に抵触しない。しかし、前訴において本件貸金債権が 50 万円であると判断されていることから、この 100 万円部分についても不存在であることが前訴で実質的に審理判断されていると見れば、Y がこれを訴求することは信義則(民訴 2 条)または争点効により許されないのではないかと、ということがさらに問題となり得る。

問(3) (配点:15点)

(ア)控訴審裁判所が本件売買契約が無効であるという理由で請求棄却判決をしてしまうと、X は、民訴法 114 条 2 項によって生じていたYの本件貸金債権 200 万円が不存在であるという判断についての既判力を失うことになり、第一審判決よりもXにとって不利な判決となることから、このような判決は不利益変更禁止の原則(民訴 304 条)に違反する。よって、「控訴審としてはYの主張した相殺の抗弁を採用した第一審判決を維持し、Xの控訴を棄却することとどめなければならない」(最判昭 61・9・4 判時 1215 号 47 頁〔百選 6 版 107 事件〕)ということになる。

(イ)この場合は、Yからも控訴がなされているので、控訴審裁判所が本件売買契約が無効であるという理由で請求棄却判決をすることは、不利益変更禁止の原則に違反しない。よって、控訴審裁判所は、(相殺の抗弁を理由とする請求棄却判決である)第一審判決を取り消して、改めて(相殺の抗弁を理由としない)請求棄却判決をすることになる。